

## ○託送料金相当額について

託送料金相当額とは、電気料金に含まれる送配電ネットワークの利用料金相当分をいい、お客さまの契約種別や電気のご使用量などに応じて、北陸電力送配電株式会社の定める託送供給等約款に当てはめて算定した参考値です。

## ○使用済燃料再処理等既発電費相当額について

平成17年10月に「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立て及び管理に関する法律」が施行されたことを受け、電気料金を通じてお客さまにご負担いただいているバックエンド事業※に関わる費用（バックエンド費用）の範囲が変更となり、再処理施設の廃止措置にかかわる費用等についてもその対象となりました。

こうした費用のうち、過去の発電に相当する部分（既発電分）につきましては、みなし小売電気事業者（電力会社）から電気を購入されているお客さまのみならず、小売電気事業者から電気を購入されているお客さまも含めて、すべてのお客さまから広く申し受けることとなります。

※原子力発電に使用された原子力燃料の処理・処分を行う事業。

## <従量制お客さまにおける託送料金相当額および使用済燃料再処理等既発電費相当額（参考）>

下図計算式に、1ヵ月の電気のご使用量を当てはめて計算していただくことで、算出することができます。

電気のご使用量	北陸電力エリアにおける低圧託送料金平均単価		託送料金相当額
[            ] kWh	×	8.59円/kWh	= [            ] 円

※ 託送料金相当額には、法律で定められた使用済燃料再処理等既発電費相当額（0.07円/kWh）を含んでおります。

※ 標記の単価には、消費税等相当額を含んでおります。

## <定額制お客さまにおける託送料金相当額および使用済燃料再処理等既発電費相当額（参考）>

・定額電灯および公衆街路灯Aの場合

電灯定額接続送電サービス		単位	託送料金相当額(円)	(再掲) 使用済燃料再処理等 既発電費相当額(円)
電灯 料金	10Wまで	1灯につき	32.47	0.27
	10Wをこえ20Wまで	1灯につき	64.94	0.54
	20Wをこえ40Wまで	1灯につき	129.88	1.09
	40Wをこえ60Wまで	1灯につき	194.82	1.63
	60Wをこえ100Wまで	1灯につき	324.70	2.72
	100Wをこえる100Wまでごとに	1灯につき	324.70	2.72
小型 機器 料金	50VAまで	1機器につき	96.99	0.81
	50VAをこえ100VAまで	1機器につき	193.97	1.62
	100VAをこえる100VAまでごとに	1機器につき	193.97	1.62

・臨時電灯Aおよび臨時電力の場合

電灯（動力）臨時定額接続送電サービス		単位	託送料金相当額(円)	(再掲) 使用済燃料再処理等 既発電費相当額(円)
電灯	総容量が50VAまでの場合	1日につき	2.88	0.02
	総容量が50VAをこえ100VAまでの場合	1日につき	5.75	0.04
	総容量が100VAをこえ500VAまでの場合 100VAまでごとに	1日につき	5.75	0.04
	総容量が500VAをこえ1kVAまでの場合	1日につき	57.56	0.44
	総容量が1kVAをこえ3kVAまでの場合 1kVAまでごとに	1日につき	57.56	0.44
動力	臨時接続送電サービス契約電力1kW	1日につき	87.54	0.46

※ 標記の単価には、消費税等相当額を含んでおります。